

平成29年度 第2回 小平市文化財保護審議会 要録

日 時 : 平成29年7月20日(木) 午後3時00分～午後5時00分

場 所 : 福社会館3階 第1集会室

出席者 : 小平市文化財保護審議会委員 会長他委員9名(欠席者なし)
事務局 文化スポーツ課長、文化スポーツ課長補佐、主任 計3名

傍聴者 : なし

<議 事>

1 会長挨拶

2 報告事項

(1) 鈴木遺跡国指定史跡化推進事業の進捗について

①出土石器の黒曜石の蛍光X線分析について

【事務局】 国立東京学芸大学との共同研究。平成28年度は約250点を分析。今年度は約1000点。報告書掲載黒曜石の石器の9割程度を分析してもらえる結果となった。現在契約手続き中。成果は今年の文化財特別展で、鈴木遺跡資料館にて速報予定。

【委員】 蛍光X線分析は、一般には難解だと思うので、特別展では市民にわかりやすく説明したいほうがよいと思う。

②総括報告書について

【委員】 総括報告書完成後は、遺物の借用依頼が増えると思うので、遺物はすぐに貸出できるようにしておくとうよいと思う。

③その他

鈴木遺跡の価値について

【委員】 鈴木遺跡を指定するに値する価値はどの位のものか？

【事務局】 知名度でいえば、国内はもとより、外国にも知られているくらい有名である。

学術的には、日本の旧石器時代における最古級段階から終末段階まで途切れることなく合計12もの文化層が確認され、日本の旧石器の変遷を語る上で欠かせない遺跡である。

指定時期について

【委員】 指定達成時期はいつ頃か？

【事務局】 指定を行うのは市ではなく文化庁のため、市側としては思い通りにいかない側面があるが、ここ数年内での指定を目指している。

昨年度末に指定を目指す範囲がようやく方向性が見えてきて、範囲内には地権者の方がおおよそ150件弱存在することが判明した。指定にあたっては総括報告書の完成だけでなく、この皆様から指定について同意を取り付ける必要もある。

周理活動について

【会長】 国史跡化にあたって、周知活動にも力を入れないと住民からの理解を得られないと思う。

【委員】 地元の盛り上がりも大事である。

【委員】 小平の歴史は、鈴木遺跡で判明した旧石器時代以降は、江戸時代の小川村の成立まで空白が長いので、そうした点も鈴木遺跡が市民に馴染みづらい原因ではないか？

【事務局】 国指定化事業を進めるにあたって、文化庁からは①総括報告書によってその遺跡がどれだけ重要な遺跡かという説明が出来る客観的な資料をそろえること、②地主の合意が取り付けられていること、③地域の住民の盛り上がりの3条件がそろそろ必要があると指摘があった。事務局としては、今年度は秋季にまとめて企画展・講演会・遺跡ウォーク・ギャラリートーク等のイベントの開催で住民を盛り上げていきたいと考えている。

史跡化と観光についての関係について

【会長】 学術的と観光というのは、必ずしも相反する物では無いが、その融合は意外と難しい。学術的であって尚且つ観光資源になって、それが融合するとうまく動く。博物館でもそれは同じ。しかし、現実にはそれがほとんど出来ていない。そうした現状を鑑みると、鈴木遺跡はまず学術的に正確な総括報告書が出されなければならない。それが史跡保存活用の第一歩であろう。

(2) 鈴木遺跡保存管理等用地の整備事業の進捗について

【事務局】 本事業の進捗状況は以下に述べるとおり。

①プール等解体工事について

平成29年8月初	：	契約締結
平成29年8月中	：	住民説明
平成29年9月中旬以降	：	作業着手
平成29年11月末	：	作業完了
平成29年12月末	：	竣工予定

②用地整備基礎調査委託について

平成29年7月前半	：	契約締結
平成29年9月末	：	基礎調査中間報告

※ 委員より特に意見なし

(3) ふるさと村事業について（指定管理者小平市文化振興財団の提案）

① 村内での飲食可能範囲エリアの拡大について

【事務局】 現在村内は柿の木公園でのみ飲食可能となっているが、入場者の実態としては神山家の庭や園内通路で歩きながらの飲食が行われている。

第一に防がねばならないのは、指定文化財を含む建物内での飲食であることから、今回は村内飲食エリアを明確化し、最悪の事態を防ぐのが目的。

飲食可能範囲として追加するところは、神山家前の庭の部分。神山家軒下のベンチでの飲食は可能で検討中。

市側としては、この案で試行してみて問題なければよいと考えている。

【委員】 神山家住宅の土間・縁側は飲食可能にしてもよいのでは？

【会長】 神山家住宅の室内で食べてもよいのではないか。

【委員】 飲食可能エリアを拡大したいのであれば、スタッフの監視が行き届くことが前提であろう。村内に注意書き表示も掲示するべき。

【委員】 食事をすると、どうしても食べこぼしが発生する。それに文化財害虫が引き寄せられてくるので、文化財施設内での食事は文化財害虫の被害の可能性を高めてしまう。

【委員】 文化財施設の保存上重要なのは、火気と水気からの防護である。やむを得ずそれらを使用する場合は、施設において使用可能空間と不可空間を明確に分離せねばならない。

② 西武新宿線側ふるさと村 PR 壁画リニューアルについて

【事務局】 ふるさと村指定管理者である小平市文化振興財団より、壁画の現状の問題点の指摘及び対処策について以下に述べるとおり通り提案があった。この件について、委員の皆様の意見をいただきたい。

〔問題点〕

- ・壁画は現在大分色あせて見えづらくなっている。
- ・いまの壁画は、一つ一つの描画内容が小さい。そのため、高速で走行する電車から意識して壁画を見ても、ふるさと村の PR 看板として認識するのは大変困難。
- ・壁画の反対側は畑であり、その奥は小平第六小学校のため、歩行者・自動車への周知は全く見込めない。周知対象は純粋に西武新宿線利用者のみ。
- ・こうした理由から、壁画を修繕またはリニューアルしたい。

〔実施方法〕

- ・デザインの策定に当たっては、武蔵野美大及び小平三中美術部とのコラボレーションで行う方向で調整中。
- ・今年度リニューアルデザイン方針を打ち出し、翌平成30年度に作業実施・完成予定。

[リニューアル方針]

案① : 西武線乗客によく見えるよう、壁画内容を一新

案② : 壁画はふるさと村オープン当初からのものであることから、壁画内容は変えず、修復して見やすくする。

【委員】 いつも西武新宿線に乗ると、今の壁画を見るのが楽しみである。現デザインに愛着を持っている。

【副会長】 自身も同感である。当初デザインの修復でよいのでは。

【会長】 リニューアルに当たってもデザインを変えるのであれば、ふるさと村の設立理念とは違う絵にするのはいかがなものか。それでは壁画を見た人にふるさと村の理念を正しく伝えられないであろう。それは「ふるさと村の周知」という壁画の役割として問題であろう。

3 議題

(1) 天然記念物の指定について

【事務局】 現在天然記念物候補の由緒調査結果については以下の通り。

① 鈴木稲荷神社参道入り口のケヤキについて

→ 古文献調査・聞き取り調査いずれもこのケヤキの由緒に関する情報は得られなかった。明治時代にこのケヤキがすでに存在していたことをうかがわせる記述があったのみ。

→ 指定理由としては、

「市内に存在するケヤキの中では、熊野宮の夫婦ケヤキとともに竹内家のケヤキに次いで大きく立派である」のみ。

→ 現在参道入りに参道を挟むようにケヤキが二本そびえているが、このケヤキが二本セットである由緒も見つけられなかった。

そのため、“由緒”からは二本セットで指定する理由は見いだせていない。あくまでケヤキの現状が、

「参道入り口に参道を挟むように二本の大ケヤキがそびえている」だけ。

② 熊野宮の夫婦ケヤキについて

→ 古文献調査・聞き取り調査いずれもこのケヤキの由緒に関する情報は得られなかった。明治時代にこのケヤキがすでに存在していたことをうかがわせる記述があったのみ。

→ 熊野宮が発行している『熊野宮由緒』に、

「(このケヤキが市民から)夫婦ケヤキとして親しまれている」と記述されているだけ。

→ 熊野宮宮司の談話

・宮司が幼少の時からケヤキは参道の両脇にそびえていた。

・境内の樹木は、「昭和41年の台風26号」で皆倒壊し、夫婦ケヤキは

倒れずに残った。

- ・熊野宮としては、いまから20年ほど前からこのケヤキを夫婦ケヤキとしてPRし始めた。

→ 由緒以外の指定理由としては、

- ・市内に存在するケヤキの中では、「鈴木稻荷神社参道入り口のケヤキ」とともに竹内家のケヤキに次いで大きく立派である。
- ・拝殿前で参道を挟むように二本の大ケヤキがそびえている。

【委員】 天然記念物の指定にあたって、事務局の由緒調査結果からは、記録には明確な由緒はなかったということはよくわかった。であっても、指定にあたっては明確な由緒は必要条件ではない。最低限、樹木が古くて大きく立派である、という条件だけでも問題はない。ケヤキは小平のような台地上には自生しない樹種である。通常は青梅地区のような山間部の斜面に自生する。ケヤキは大きくなれば建築部材として売れるので、当時は民家の敷地内にケヤキを植えて育てていた。そのため、熊野宮及び鈴木稻荷神社のケヤキはともにどこからか持ち込まれて植えられたのであろう。その際、両ケヤキとも二本同時に植えられたが、植えた位置のわずかな違いで生ずる生育環境の違いが、成長の度合いに違いを生んだのであろう。

③ 天然記念物の指定名称について（案）

【事務局】 案は以下の通り。

熊野宮 : 「熊野宮の夫婦ケヤキ」

鈴木稻荷神社 : 「鈴木稻荷神社参道入口のケヤキ」

【委員】 熊野宮の夫婦ケヤキは、「夫婦」として愛称がつけられたのが20年ほど前からであったということであれば、民俗学的に定着した名称とみなすには期間が短い。100年程度は経過してほしい。そのため、名称に「夫婦」を入れるのは望ましくないとする。

【委員】 名称を「夫婦ケヤキ」とすると、2本セットで存在することが大前提となる。どちらか1本が枯れてしまったら、夫婦としては成立しなくなるから、指定解除となってしまうであろう。そのためにも、学術的に単に「熊野宮のケヤキ」がよいと思う。

【委員】 委員からの指摘を踏まえ、鈴木稻荷神社の方も同様に「鈴木稻荷神社のケヤキ」でよいのではないかと考える。

【会長】 名称は天然記念物所有者の意向もあるので、事務局で所有者に意向を確認して次回審議会での報告を求める。それをもとに名称について再度検討することとする。

(2) その他

・委員提案について

【委員】 現在小平市内には、指定文化財や指定外でもよく知られている文化財以外にも、小平市の歴史や文化を語る上で重要な価値をもつ埋もれた文化財が多数ある。今回はそれについて自分なりにまとめたものを皆様に報告し、検討すべきか意見を伺いたい。

(提案の概要説明)

【会長】 審議会で検討すべき提案と考える。委員から次回審議会で再度詳しく報告を受けて検討するものとする。